１．件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（３号機原子炉格納容器内取水設備の設置）に係る面談
２．日時：令和３年５月１４日（金）１５時００分～１６時５０分
３．場所：原子力規制庁　１８階会議室
４．出席者
原子力規制庁　原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、新井安全審査官、髙木技術参与
高松専門職（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社　福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所　担当４名（テレビ会議システムによる出席）

５．要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（３号機原子炉格納容器内取水設備（以下「PCV 取水設備」という。）の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。
  - 前回面談での原子力規制庁からのコメントへの回答
    - ✓ ３号機サプレッションチェンバ（以下「S/C」という。）水位低下に向けた対応について
      - ✧ 2027 年度以降に、ステップ２としてガイドパイプによる取水を開始するとしているものの、ガイドパイプ設置作業において、現場の線量低減に加えて、干渉物を撤去するための工法の検討や成立性の検証に時間を要すると考えているため、現時点で取水時期は未定に近いと認識している。
      - ✧ ステップ２と並行して、ガイドパイプ以外の水位低下方法として、既設配管のうちステップ１で切断を予定している箇所とは別の箇所から取水し、３号機 S/C 内の水位を低下させる方法を検討している。
    - ✓ PCV 取水設備の設置工事における作業員の人数、想定被ばく線量等について
    - ✓ 既設配管の切断箇所に設置するスプールの設計要求について
    - ✓ PCV 取水設備及び既設配管の基準地震動 Ss を適用した耐震評価について

- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。
  - ステップ２による取水開始時期において、主要な課題としている作業場所の線量低減及び干渉物の撤去について、実施内容の詳細を説明すること。
  - ステップ１による既設配管内の取水下限位置と、S/C 内への通水部となるダウンカマや真空破壊弁等の出口位置の関係を整理して説明すること。
  - 既設配管を切断した箇所のバウンダリを形成するために取り付ける挿入用スプール及び閉止スプールについて、通常使用状態の他、想定されるトラブル事象及び今後のデブリ取り出しへの移行による PCV 内雰囲気の変化等に対して、設計条件をどのように考慮しているかを説明するとともに、基本仕様との整合性及びこれらの実施計画上の記載方針を整理して説明すること。
  - PCV 取水設備の運用において、S/C 内包水の移送先をトーラス室から滞留水

移送装置に切り替える際の判断基準を説明すること。

- 新たにPCV取水設備を設置することに伴う既認可（既設の原子炉圧力容器・格納容器注水設備、接続箇所がある滞留水移送装置の耐震性等）への影響を整理して説明すること。
- 火災防護対策、誤操作防止対策及び検査可能性に対する設計上の考慮事項については、要求事項と今回の工事で設置する電気・計装系を含め、PCV取水設備の仕様、設置状況等のそれぞれの特性や関係を整理して説明すること。
- 実施計画第Ⅲ章の第５条（保安に関する職務）において、PCV取水設備の設計、保守管理等を職務とする部署として、燃料デブリ取り出しプログラム部及び水処理計装設備グループの２部署を位置付けた理由を説明すること。

６．その他

資料：３号機原子炉格納容器内取水設備の設置に関する補足説明資料
（2021年5月14日）